

第9回大阪市ヘイトスピーチ審査会 議事要旨

1 日時 平成29年3月23日(木) 午後2時30分～午後4時50分

2 場所 市役所本庁舎 地下1階 第10共通会議室

3 出席者

(1) 大阪市ヘイトスピーチ審査会委員

坂元会長、小野委員、松本委員、角松委員、濱田委員

(2) 大阪市職員

谷川市民局長、吉村市民局理事、平澤市民局ダイバーシティ推進室長、藪中市民局ダイバーシティ推進室人権企画課長、森市民局ダイバーシティ推進室人権企画課長代理、安井市民局ダイバーシティ推進室人権企画課担当係長

4 議題

(1) 前回の審議ポイントの確認

(2) 新規案件(6件)の調査審議(概要聴取)

(3) 継続案件の調査審議

(4) 第8回会議要旨の確認

5 議事

非公開で行った。

議題(1) 前回の審議ポイントの確認

○前回の審議の要点を振り返った。

議題(2) 新規案件(6件)の調査審議(概要聴取)

○新規案件6件の諮問を受け、事務局から内容の説明を受けた。

○今回は概要聴取にとどめ、次回以降引き続き審議することとした。

○申出以外で市に提供のあった情報のうち、諮問を見送る案件(着信通数19通)について、市民局から説明を受けた。

議題(3) 継続案件の調査審議

○継続案件のうち4件について、調査審議を行った。

○4件のうち1件については、次回以降引き続き審議することとした。

○案件番号「平28-2」については、次のとおり、条例第5条第1項第2号に掲げる表現活動に該当するとともに、条例第2条第1項に規定するヘイトスピーチに該当するので、その旨を答申することを決定し、答申内容の細部については、会長に一任することとした。

・「平28-2」に係る表現活動は、条例第5条第1項第2号イに該当するので、その余について検討するまでもなく、条例第5条第1項第2号に該当する。

・また、当該表現活動は、条例第2条第1項第1号ア、イ及びウのいずれにも該当し、同項第2号ア及びイのいずれにも該当するとともに、同項第3号に該当する。

なお、動画投稿者が投稿した動画に対して不特定の者が記載したコメント(第三者コメント)については、本件においては、動画等の存在を前提とし、その内容と相まって一定の意味内容を持つものであって、動画等を前提としない場合にはその意味内容の受け止められ方が異なってくる

るものもあること及びヘイトスピーチ該当性を調査審議するにあたって表現の自由を不当に侵害しないよう留意することが条例上求められていることを考慮し、各コメントについてそれぞれのヘイトスピーチ該当性の調査審議を行わないこととした。

○案件番号「平28-4」については、次のとおり、条例第5条第1項第2号に掲げる表現活動に該当するとともに、条例第2条第1項に規定するヘイトスピーチに該当するので、その旨を答申することを決定し、答申内容の細部については、会長に一任することとした。

・「平28-4」に係る表現活動は、条例第5条第1項第2号イに該当するので、その余について検討するまでもなく、条例第5条第1項第2号に該当する。

・また、当該表現活動は、条例第2条第1項第1号ア、イ及びウのいずれにも該当し、同項第2号ア及びイのいずれにも該当するとともに、同項第3号に該当する。

なお、動画投稿者が投稿した動画に対して不特定の者が記載したコメント（第三者コメント）については、本件においては、動画等の存在を前提とし、その内容と相まって一定の意味内容を持つものであって、動画等を前提としない場合にはその意味内容の受け止められ方が異なってくるものもあること及びヘイトスピーチ該当性を調査審議するにあたって表現の自由を不当に侵害しないよう留意することが条例上求められていることを考慮し、各コメントについてそれぞれのヘイトスピーチ該当性の調査審議を行わないこととした。

○案件番号「平28-5」については、次のとおり、条例第5条第1項第2号に掲げる表現活動に該当するとともに、条例第2条第1項に規定するヘイトスピーチに該当するので、その旨を答申することを決定し、答申内容の細部については、会長に一任することとした。

・「平28-5」に係る表現活動は、条例第5条第1項第2号イに該当するので、その余について検討するまでもなく、条例第5条第1項第2号に該当する。

・また、当該表現活動は、条例第2条第1項第1号ア、イ及びウのいずれにも該当し、同項第2号ア及びイのいずれにも該当するとともに、同項第3号に該当する。

なお、動画投稿者が投稿した動画に対して不特定の者が記載したコメント（第三者コメント）については、本件においては、動画等の存在を前提とし、その内容と相まって一定の意味内容を持つものであって、動画等を前提としない場合にはその意味内容の受け止められ方が異なってくるものもあること及びヘイトスピーチ該当性を調査審議するにあたって表現の自由を不当に侵害しないよう留意することが条例上求められていることを考慮し、各コメントについてそれぞれのヘイトスピーチ該当性の調査審議を行わないこととした。

議題（4）第8回会議要旨の確認

○第8回会議要旨の確認を行った。

以上